

# 2024(令和6)年国民生活基礎調査に関する Q & A (よくある質問)

## 国民生活基礎調査とは

- Q1 国民生活基礎調査は、どのような調査ですか。
- Q2 調査を行う必要があるのですか。
- Q3 住民基本台帳の情報や税情報があれば、調査をしなくてもすむものではありませんか。
- Q4 国勢調査があるのにこの調査も行う必要があるのですか。

## 調査の対象

- Q5 調査対象はどのように選ばれるのですか。
- Q6 とんりの家は調査していないのに、どうして私の家が対象になっているのですか。
- Q7 私の家が答えなくても、他の家が答えればいいですよ。
- Q8 なぜ国勢調査のように全ての世帯を調査しないのですか。
- Q9 どうしても答えなければいけないのですか。

## 調査の方法

- Q10 国民生活基礎調査は、どのように行われるのですか。
- Q11 調査票はどのように提出するのですか。
- Q12 外出していることが多く、インターネットも使えないので、郵送で回答したいのですが。

## 調査員

- Q13 調査員はどのような人ですか。
- Q14 顔見知りの方が調査員になっているので、答えたくないのですが。
- Q15 「国民生活基礎調査連絡票」に書いてある訪問日時は不在なのですが、どうすればよいですか。
- Q16 最初に来た人と違う人が調査員だと言って訪問してきましたが、調査員が途中で代わることはあるのでしょうか。

## 調査内容の保護

- Q17 他の人に調査票の内容を知られることはありませんか。
- Q18 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。
- Q19 提出した調査票が課税などの資料に使われたりすることはありますか。

## 調査結果

- Q20 2024(令和6)年の調査結果はいつ公表されるのですか。
- Q21 調査結果はどこでみることができますか。
- Q22 この調査の結果はどのようなことに使われていますか。

## 調査への回答

- Q23 どこへアクセスすればオンライン回答ができますか。
- Q24 オンライン回答のしかたがわからないのですが、どうすればよいですか。
- Q25 調査票への記入のしかたがわからないのですが、どうすればよいですか。
- Q26 病気や怪我などで調査に回答できないときは、どうすればよいですか。
- Q27 二世帯住宅に住んでいる場合は、全員で一つの世帯として回答するのですか。
- Q28 単身赴任で自宅を離れている家族を含めて回答するのですか。
- Q29 自宅を離れて生活している大学生の子どもに生活費を仕送りしているのですが、私の世帯を含めて回答するのですか。
- Q30 親戚の子どもを預かっていますが、その子も私の世帯を含めて回答するのですか。

## 調査項目

- Q31 なぜ、この調査項目を調べているのですか。

### 【世帯票】

- 世帯用（A4）
  - 質問1 世帯員数
  - 質問2 5月中の家計支出総額
- 世帯員用（A3）
  - 質問1 最多所得者
  - 質問2 世帯主との続柄
  - 質問3 性
  - 質問4 出生年月
  - 質問5 配偶者（夫又は妻）の有無
  - 質問6 医療保険の加入状況
  - 質問7 傷病の状況
  - 質問8 公的年金・恩給の受給状況
  - 質問9 教育
  - 質問10 公的年金の加入状況
  - 質問11 5月中の仕事の状況
  - 質問12 勤めか自営かの別

## 【所得票】

質問1 性・出生年月

質問2 所得の種類別金額

質問3～6 課税等の状況（税金、社会保険料）

質問7 企業年金・個人年金等

質問8 仕送り金額

質問9 生活意識の状況

## 国民生活基礎調査とは

### Q1 国民生活基礎調査とは、どのような調査ですか。

A1 国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査です。

国勢調査などと同様に、[統計法（平成19年法律第53号）](#)に基づき、基幹統計として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つであり、世帯の詳しい実態を把握するため、厚生労働省が1986(昭和61)年から実施しています。2024(令和6)年調査は、全国で無作為に抽出された約5万5千世帯に住む全ての世帯員約13万2千人を対象に行います。

### Q2 調査を行う必要があるのですか。

A2 国や地方公共団体における各種行政施策は、現状を正確に把握し、将来の展望に立つて行われる必要があり、実態を表す客観的なデータである統計結果は不可欠なものです。

国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から調査を行うことで、わたしたちの生活の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を提供する役割を担っています。

また、国民生活基礎調査には、厚生労働省の各種調査の調査客体を抽出するための枠を設定する役割もあり、例えば、将来の世帯数の推計に用いられる「世帯動態調査」などに使われています。

### Q3 住民基本台帳の情報や税情報があれば、調査をしなくてもすむものではありませんか。

A3 厚生労働行政では医療保険・公的年金の加入状況、職業別の就業者数や、仕送り、社会保険料の内訳などを基に、個人単位だけではなく、世帯単位の状況を分析することが求められていますが、住民基本台帳には、氏名、出生年月日、男女の別、住所及び世帯主の氏名と続柄しかなく、税情報は課税対象となる所得のある方の情報しかありません。

また、厚生労働省の仕事は国民の皆さまの生活に密着したものであることから、住民登録等とは関係なく、国民生活の現状を正確に把握する必要があります。

#### Q4 国勢調査があるのにこの調査も行う必要があるのですか。

A4 国民生活基礎調査の結果で把握できる、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項は、福祉対策、医療保険・年金制度運営、高齢者対策などの各種厚生労働行政施策に利用されていますが、これらのデータについては国勢調査では把握することができないため、調査を行う必要があります。

また、国民生活基礎調査は、厚生労働省が実施する各種世帯調査の、調査地区等を抽出するための枠を設定する唯一の調査です。枠を設定することで、実際に調査にかかる費用などを節約することができるため、効率的な調査実施の観点からも、この調査を行う必要があります。

### 調査の対象

#### Q5 調査対象はどのように選ばれるのですか。

A5 全国の世帯の中から統計的な方法によって、無作為に抽出します。

具体的には、全国を約 50 世帯ごとに区切った地区（国勢調査で設定されている地区）の中から、1,106 地区を調査地区として選定し、その調査地区内に居住している全ての世帯（約 5 万 5 千世帯）が 6 月の『世帯票』の調査対象となります。

次に、その選定された 1,106 地区を地理的に約 25 世帯ごとに分割した単位の中から、500 単位を調査単位区として選定し、その選定された単位区内に居住している全ての世帯（約 1 万 3 千世帯）が 7 月の『所得票』の調査対象となります。

#### Q6 とんりの家は調査していないのに、どうして私の家は対象になっているのですか。

A6 全国を約 50 世帯ごとに区切った地区（国勢調査で設定されている地区）の中から、調査対象地区を選定しているため、地区の分割の状況によっては、すぐおとなりの家や同じマンション内でも地区が分かれる場合があります。

#### Q7 私の家が答えなくても、他の家が答えればいいですよね。

A7 国民生活基礎調査は「国勢調査」のように全ての世帯の方をお願いするのではなく、国で無作為に抽出を行った地区の世帯の方のみをお願いをしています。

そのため、調査にご協力いただく方お一人お一人の回答が、同じような状況の世帯を代表する回答となります。その重要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

**Q8** なぜ国勢調査のように全ての世帯を調査しないのですか。

A8 「国勢調査」のように全ての世帯の方にお問い合わせするのではなく、国で無作為に抽出を行った地区の世帯の方のみにお問い合わせをすることで、実際に調査にかかる費用を節約し、皆さまの負担を減らしています。

**Q9** どうしても答えなければいけないのですか。

A9 回答が得られなかったり、回答が不正確・不完全であったりする場合、調査の目的である統計が作成できなかったり、精度の低い統計になったりしてしまいます。そして、そのような統計を利用して行政施策や将来計画を作ってしまうと、わたしたちの生活や暮らしが誤った方向に向かってしまうおそれがあります。

このため、国民生活基礎調査の基となっている[統計法（平成 19 年法律第 53 号）](#)の第 13 条で、報告の義務も規定されています。

統計調査は、その趣旨を皆さまにご理解いただくことによって成り立つものであり、皆さまのご回答なしに正確な統計はできませんので、ご回答をお願いします。

## 調査の方法

**Q10** 国民生活基礎調査は、どのように行われるのですか。

A10 国民生活基礎調査は、厚生労働省が基本的な計画を立案し、都道府県、保健所または福祉事務所を通じて実施されます。各世帯には調査員が訪問して調査を行います。

**Q11** 調査票はどのように提出するのですか。

A11 調査日の前に、調査対象として選ばれた世帯に調査員がお伺いし、調査票を配布します。

世帯の方は、後日改めて訪問する調査員に記入した調査票を提出するか、[政府統計オンライン調査総合窓口](#)から回答をお願いします。

調査員が調査票の回収に伺った際にご不在だった場合は、郵送による回収も行います。

**Q12** 外出していることが多く、インターネットも使えないので、郵送で回答したいのですが。

A12 調査員に調査票を提出することができず、インターネット環境がない等の理由でオンライン回答もできない場合は、「国民生活基礎調査コールセンター」にご連絡ください。調査員がご自宅の郵便受け等に「郵送提出用封筒」を投函しますので、記入した調査票を入れ、期限までに郵送いただくようお願いします。

## 調査員

### Q13 調査員はどのような人ですか。

A13 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事（市長・区長）に任命された地方公務員として調査に携わっています。活動中は、都道府県知事（市長・区長）が発行した写真付きの「調査員証」を常に見える位置に付けています。

また、調査員は重要な役割を担うことから、次の要件を考慮して選考されています。

- ① 責任をもって調査の事務を遂行できる者であって、原則として 20 歳以上の者であること。
- ② 秘密の保護に関し、信頼のおける者であること。
- ③ 税務・警察に直接関係のない者であること。
- ④ 選挙に直接関係のない者であること。

### Q14 顔見知りの方が調査員になっているので、答えたくないのですが。

A14 地域の地理に明るい人が担当することで、世帯の調査漏れや重複を防ぐことができるため、顔見知りの方が調査員になっている場合があります。

調査員に対しては、[統計法（平成 19 年法律第 53 号）](#) の第 41 条により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと）が課せられており、調査票に記入していただいた内容を他に漏らすようなことは決していたしません。

それでも回答の内容を知られたくない場合は、[政府統計オンライン調査総合窓口](#)から回答いただきますと、調査員が内容を見ることはありませんので、回答をお願いします。

### Q15 「国民生活基礎調査連絡票」に書いてある訪問日時は不在なのですが、どうすればよいですか。

A15 「国民生活基礎調査コールセンター」にご連絡ください。世帯票の調査では保健所から、所得票の調査では福祉事務所から直接ご連絡し、日程調整をさせていただきます。

Q16 最初に来た人と違う人が調査員だと言って訪問してきましたが、調査員が途中で代わることはあるのでしょうか。

A16 世帯票の調査員と所得票の調査員は同一でない場合がありますが、一つの調査票はやむを得ない場合を除き、基本的に一人の調査員が担当します。また、交代した場合でも、新しい調査員は調査員証を携帯しています。

調査員証を携帯していない人が来た場合には、かたり調査（※）の可能性があるので、「国民生活基礎調査コールセンター」までご相談ください。

（※）「かたり調査」とは、国民生活基礎調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯の方から個人情報等を搾取する行為のことです。

## 調査内容の保護

Q17 他の人に回答の内容を知られることはありませんか。

A17 調査員を始めとする調査関係者には、[統計法（平成 19 年法律第 53 号）](#)の第 41 条により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと）が課せられており、これに反した場合には、第 57 条により罰則（懲役又は罰金）が定められています。

また、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は読解できないよう溶解処分するなど、個人情報の保護には万全を期していますので、安心してご回答ください。



Q18 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。

A18 国民生活基礎調査は、[統計法（平成 19 年法律第 53 号）](#)等の法令に基づいて行われるもので、調査対象として選定された全ての人には、統計法の第 13 条により報告の義務が定められており、これは「個人情報の保護に関する法律」により免除されるものではありません。

また、国民生活基礎調査で集められた調査票には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（いわゆる「行政機関個人情報保護法」）は適用されません。

その一方で、秘密の保護の徹底を図るため、統計法では、調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、第 41 条により、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されており、これに反した場合には、第 57 条により罰則が定められています。

さらに、回収された調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理・保管され、集計が完了した後は読解できないよう溶解処分されます。

統計の作成に当たっては、個人が特定できないように集計され、統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられております。

Q19 提出した調査票が課税などの資料に使われたりすることはありますか。

A19 調査票に書かれた事柄は統計を作るためだけに用いられ、課税など、その他の目的に用いることは[統計法（平成 19 年法律第 53 号）](#)という法律で固く禁じられていますので、そのようなことは決してありません。

## 調査結果

Q20 2024(令和 6)年の調査結果はいつ公表されるのですか。

A20 2025(令和 7)年夏以降に[厚生労働省ホームページ](#)及び[政府統計の総合窓口 \(e-Stat\)](#)で公表予定です。

Q21 調査結果はどこでみることができますか。

A21 国民生活基礎調査の結果は、集計が完了次第、[厚生労働省ホームページ](#)及び[政府統計の総合窓口 \(e-Stat\)](#)で順次公表しており、インターネットを通じてご利用いただけます。

また、厚生労働省ホームページ等における公表後、報告書などの印刷物も刊行しており、報告書は、国立国会図書館、厚生労働省図書館、都道府県立図書館等でご覧いただけるほか、刊行物センター等で購入することも可能です。

**Q22** この調査の結果はどのようなことに使われていますか。

A22 ご回答いただいた調査票は、データ化された後、世帯や世帯員の特性別に分類し、統計数値としてまとめられます。その統計数値は、高齢者対策、少子化対策、健康づくり、就業対策、福祉対策、医療保険・年金制度運営、各種手当制度など、厚生労働行政全般に欠くことのできない重要な資料として有効に活用されます。

詳しくは厚生労働省ホームページの[国民生活基礎調査の利活用事例](#)をご覧ください。

## 調査への回答

**Q23** どこへアクセスすればオンライン回答ができますか。

A23 [政府統計オンライン調査総合窓口](#)へアクセスして、ログイン画面で「国民生活基礎調査」を選択し、調査員が調査票と一緒にお配りした『オンライン回答の利用者情報』に記載のID・パスワードを入力すれば、オンライン回答ができます。

**Q24** オンライン回答のしかたがわからないのですが、どうすればよいですか。

A24 調査員が調査票と一緒にお配りした『オンライン回答の手引』と『オンライン回答の利用者情報』をご覧くださいか、「国民生活基礎調査コールセンター」にご連絡ください。

**Q25** 調査票への記入のしかたがわからないのですが、どうすればよいですか。

A25 世帯票の調査では、調査員が調査票と一緒に『記入のしかた』をお配りしています。所得票の調査では、調査項目の右側のページに、参考として記入のしかたを記載しています。それらをご覧くださいか、「国民生活基礎調査コールセンター」にご連絡ください。

**Q26** 病気や怪我などで調査に回答できないときは、どうすればよいですか。

A26 ご自身で記入できない場合は、ご家族や介護をいらっしゃる方などに代わりに記入していただくか、調査員が調査票を受け取りに伺った際に、調査内容を聞き取り、代わりに記入しますのでご回答をお願いします。

**Q27** 二世帯住宅に住んでいる場合は、全員で一つの世帯として回答するのですか。

A27 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、二世帯住宅で住居が一緒の場合、生計を共にしていれば一つの世帯として回答し、生計が別であれば別の世帯として回答します。

**Q28** 単身赴任で自宅を離れている家族を含めて回答するのですか。

A28 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、単身赴任で自宅を離れて生活している場合は別の世帯となりますので、単身赴任中の方を含めて回答する必要はありません。

一方、単身赴任先の地域が国民生活基礎調査の対象になっている場合は、その地域の世帯として、単身赴任中の方お一人分を回答します。

**Q29** 自宅を離れて生活している大学生の子どもに生活費を仕送りしているのですが、私の世帯を含めて回答するのですか。

A29 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、自宅を離れて生活している場合は、仕送りの有無にかかわらず別の世帯となりますので、その大学生のお子さまを含めて回答する必要はありません。

一方、その大学生のお子さまがお住まいの地域が国民生活基礎調査の対象になっている場合は、仕送りのほかに収入がない場合でも、その地域の世帯として、大学生のお子さまお一人分を回答します。

**Q30** 親戚の子どもを預かっていますが、その子も私の世帯を含めて回答するのですか。

A30 調査実施日にたまたま遊びに来ているような場合は含めませんが、ふだんから住居と生計を共にしている場合は、そのお子さまも含めて回答してください。

## 調査項目

Q31 なぜ、この調査項目を調べているのですか。

### 【世帯票】

#### ○世帯用（A 4）

##### 質問1 世帯員数

国民生活基礎調査では、調査の単位である世帯を構成する人数を、正確に把握することが基本となります。世帯員数は、世帯の構成員全員が漏れなく確実に把握されているかどうかを確認するためのものです。

##### 質問2 5月中の家計支出総額

家庭の消費支出について、母子世帯や高齢者世帯など他の世帯との比較分析を行い、所得保障施策等の検討の基礎資料を得るためのものです。

#### ○世帯員用（A 3）

##### 質問1 最多所得者

質問 11「5月中の仕事の状況」と質問 12「勤めか自営かの別」の項目とあわせて、その世帯が主にどの就業形態から所得を得ているかを把握するための基本項目です。

##### 質問2 世帯主との続柄

世帯主との続柄は、生活の基本的な単位である世帯の構成員どうしの関係を示すもので、世帯に関する統計を作るための基礎となる世帯の型を区分する上で不可欠なものです。性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて作られる、夫婦のみの世帯、高齢者の世帯、母子世帯などの世帯の型別の統計は、人口の高齢化や核家族化に伴う各種の施策や計画を立てるためになくてはならないものです。

また、世帯や家族の構成の変化を分析する上でも貴重な資料になります。

##### 質問3 性

人口についての最も基本的な属性の一つであり、人口についての統計では不可欠の項目です。年齢別の人口や就業状態など多くの面で性別にみた構造に違いがあるため、各種の施策を進め、将来的な計画を立てるためには、性別にみた資料が必要になります。

#### 質問4 出生年月

性別とともに、人口についての最も基本的な属性の一つであり、この項目から得られる年齢に関する統計は、少子高齢化が進む我が国の人口構造の分析のためには欠くことのできないものです。

#### 質問5 配偶者（夫又は妻）の有無

人口の年齢区分ごとの配偶関係を明らかにするもので、性・年齢・世帯主との続柄などと組み合わせて得られる統計は、出生力の分析のために不可欠な資料となります。

また、この項目を用いて得られる、高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯などの世帯の構造に関する統計は、福祉対策などの資料として利用されます。

さらに、就業の状態と組み合わせた統計は、既婚女性の就労など、女性の仕事に関する各種施策を進める上で欠くことのできない資料となります。

#### 質問6 医療保険の加入状況

医療保険制度への加入状況を性・年齢・職業などと組み合わせて観察するほか、国民健康保険加入世帯、被用者保険加入世帯といった世帯単位での統計は、7月に行われる所得票調査等の結果との関連分析により、医療費負担能力の把握に用いられるなど、適切な医療保険制度運営のための資料となります。

#### 質問7 傷病の状況

医療機関に入院・通院している者、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師にかかっている者の状況を把握し、国民の傷病量、健康状態の経年変化を明らかにするためのものです。

#### 質問8 公的年金・恩給の受給状況

高齢者世帯などへの所得保障施策としての年金・恩給の受給状況を、性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて統計を作るほか、世帯単位にも観察し、その行政効果、浸透状況を明らかにするものです。

## 質問9 教育

社会経済情勢の変化に対応して多様化する国民生活の実態を、世帯の基本的属性の一つである教育面から明らかにし、就業状況・所得・健康状態などと組み合わせた分析が可能となります。

また、特別支援学校・特別支援学級については、障害者雇用促進・能力開発といった障害者の教育状況と就業状況、就業希望や所得と組み合わせることで、施策推進の検討のための基礎資料となります。

## 質問10 公的年金の加入状況

厚生労働省は、長期にわたる老後生活の柱としての役割を果たすものは公的年金制度であると考え、その安定的運営に努めており、この項目は、世帯員の加入状況を把握し、年金の財政検討などのための基礎資料を得るものです。

## 質問11 5月中の仕事の状況

各世帯員の就業状態と、仕事をしている世帯員の就業形態を把握することにより、全国および地域別の経済活動の実態を明らかにするためのものです。性・年齢などと組み合わせ得られる資料は、各種施策のための基礎資料となります。

## 質問12 勤めか自営かの別

自分で事業を経営している人、雇われている人、自家営業の手伝いをしている人など、人によって様々である就業の形態を把握するとともに、その世帯の最多所得者の事項とあわせて、世帯の基本属性の一つである世帯業態（雇用者世帯、自営業者世帯等）の区分を行うためにも用いられます。

また、性・年齢・職業などと組み合わせ、雇用に関する施策や経済構造の分析の資料とするほか、近年大きな注目を集めている、非正規雇用の増加とそれに派生する格差の問題においても、実態の把握や今後の施策への活用が期待出来ます。

## **【所得票】**

### 質問1 性・出生年月

個人の基本情報として把握するものです。なお、この項目は、6月に実施された世帯票調査とのリンケージにも用いられます。

## 質問2 所得の種類別金額

所得の種類別に調査を行っているのは、大別して二つの理由があります。

一つは、総所得額の把握では十分な分析が困難なことです。例えば、その所得が農耕所得であるか、雇用者所得であるか、あるいは年金・恩給であるかによって、生活状態や外的要因による経済的影響はかなり異なります。

また、高齢者世帯の総所得における公的年金の割合がどの程度であるかという、厚生労働省として大きな関心を払うべき実態も、本調査のような調査方法でない限り把握が不可能です。

もう一つは、調査技法上の点から、所得を種類別に計上していただくことによって正確な金額が把握でき、また、他府省等の所得関係調査（家計調査、全国家計構造調査など）との比較検証が可能となります。

## 質問3～6 課税等の状況（税金、社会保険料）

国民の皆さまの生活実態・水準を観察するとき、税込み所得のままでは必ずしも適当とはいえない側面があります。こうしたことから、非消費支出としての所得税、住民税、固定資産税・都市計画税、自動車税等、社会保険料の額を把握することにより可処分所得の実態をとらえ、他の調査事項とのクロス観察を行うものです。

## 質問7 企業年金・個人年金等

老後の所得保障の検討に当たっては、国民の自助努力も重要な要素であることから、老後の所得保障の一翼を担う、企業年金・個人年金等の掛金の支払状況を把握するものです。

## 質問8 仕送り金額

家族間等による相互扶助の必要性について検討するための基礎資料として、経済的支援の状況の実態を把握するものです。

## 質問9 生活意識の状況

世帯の所得状況がどうであるかという把握に加えて、それぞれの世帯の生活実感という意識面の動向を把握し、その経済状況により一層の客観性をもたせるための補完情報として活用するものです。